

令和3年12月8日

# 予 算 委 員 会

阿久根市議会



1 会議名 予算委員会

2 日時 令和3年12月8日(水)

午前10時開会

午前11時44分閉会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田 学 委員長、山田 勝 副委員長、竹之内 和 満 委員、  
川上 洋 一 委員、濱門 明 典 委員、白石 純 一 委員、  
濱田 洋 一 委員、竹原 信 一 委員、仮屋園 一 徳 委員、  
中面 幸 人 委員、岩崎 健 二 委員、濱之上 大 成 委員、  
濱崎 國 治 委員

5 欠席委員 木下 孝 行 委員

6 事務局職員 次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主任 松 崎 正 幸

7 説明員

議会事務局 局長 牟田 昇 君  
総務課 課長補佐兼職員係長 寺地 克己 君  
情報管理係 長 白肌 隆一 君  
福祉課 課長補佐兼福祉係長 佐瀨 進 君  
保健係 長 前田 敏 君  
子育て支援係 長 栗林 鉄矢 君  
健康増進課 長 宇都 貴子 君  
課長補佐兼保健予防係 長 猿楽 浩士 君  
国保係 長 大橋 尚子 君  
農政課 長 野中 義昭 君  
課長補佐兼農政管理係 長 園田 豊 君  
課長補佐兼農村振興係 長 寺地 英兼 君  
水産林務課 長 下澤 克宏 君  
課長補佐兼林務係 長 大石 直樹 君  
水産係 長 田原 勝矢 君  
商工観光課 長 早水 英行 君  
課長補佐兼商工振興係 長 尾塚 禎久 君  
課長補佐兼ふるさと納税推進係 長 大野 裕人 君  
都市建設課 長 満田 晃典 君  
課長補佐兼管理係 長 石澤 正志 君  
課長補佐兼建設係 長 松下 直樹 君  
長 松山 直人 君

	課長補佐兼建築住宅係	長	尾上	国男	君
	維持係	長	花田	伸行	君
総務課消防係	参	事	児玉	秀則	君
	消防係	長	谷口	剛	君
教育総務課	課	長	山元	正彦	君
	課長補佐兼総務係長兼管理施設係	長	別府	輝雄	君
学校教育課	課	長	徳重	忠彦	君
	課長補佐兼管理係	長	新坂	謙二	君
	主幹兼指導係	長	山之内	進一	君
生涯学習課	課	長	平田	寿美子	君
	課長補佐兼文化係	長	新塘	浩二	君
	主幹兼社会教育係	長	南	健	君
スポーツ推進課	課	長	菌畑	雄二	君
	課長補佐兼スポーツ係長兼国体係	長	大下本	護	君
財政課	課	長	小中	茂信	君
	課長補佐兼財政係	長	新町	勝利	君

8 会議に付した事件

議案第55号 令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第11号）

9 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

### ○議案第55号 令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第11号）

#### 牟田学委員長

ただいまから予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第55号、令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第11号）です。日程は配付しました日程表のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

ここで、所管課等の説明の方法についてお諮りします。

今回の補正には、人事異動によるもの並びに令和3年度以前から継続している事業及び例年行っている事業の債務負担行為が含まれます。これらについては、所管課等の説明を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは審査に入ります。

〔議会事務局入室〕

それでは、議案第55号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局長の説明を求めます。

#### 牟田議会事務局長

それでは、議案第55号について御説明いたします。

予算書の6ページ、第3表をお開きください。

議会事務局所管分は、債務負担行為の1番上、議会会議録検索システム運用業務委託料であり、その期間及び限度額を設定しようとするものであります。議会会議録検索システムは、平成31年1月から稼働し、令和3年11月末までに累計8万件のアクセスがあり、検案件数は11万4000件を超え、月平均110件を超える利用がされております。このシステムは、常時委託業者により管理・監視がなされており、年度内に契約を行い、運用管理に切れ目がないようにするため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

#### 牟田学委員長

議会事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### 竹原信一委員

年間61万円ですが、例えば阿久根みたいな規模のところと大きなところとは同じなんですか、このシステムの適正価格というのは。どういうふうにして決められたんですか。

#### 牟田議会義務局長

この管理業務というのは、当該会社のサーバーにデータを置いて、そこで検索するというものであります。他市の状況等は把握しておりませんが、これは定額、契約上はこの

金額でということになっております。

#### 竹原信一委員

最初に、本当は分かっているやいけない話ですよ。この金額はどういうふう決められたのか、そしてこれは適切なのかというのは、やっぱり分かっとったほうがいいですよ。後で調べといてください。お願いします。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔議会事務局退室、総務課入室〕

次に、議案第55号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長補佐の説明を求めます。

#### 寺地総務課長補佐

それでは初めに、今回の各会計の補正予算における職員の給与費等の補正につきましては、総務課で一括してその概要を申し上げます。

給与費等の補正の主な内容は、職員の人事異動等による給与費等の調整であり、それぞれの会計の予算の該当科目において、所要の補正を行うものであります。

それでは、一般会計の給与費明細書を基に申し上げます。一般会計補正予算書の29ページをお開きください。

アは一般職の職員に関する記載であります。補正後の一般会計職員数は189人であり、当初予算調整時より1人の減となっております。給与費のうち給料につきましては、比較欄に記載のとおり1290万6000円、職員手当は983万3000円、共済費は443万7000円をそれぞれ減額し、総額で2717万6000円の減額補正を行うものであります。他の会計につきましても、一般会計と同様の考えで給与費等の補正を行っているところです。

それでは、給与費等を除く総務課所管分について御説明いたします。

6ページをお開きください。第3表は、債務負担行為の補正であり、令和4年度当初から事務事業の実施手続が必要なものについて、令和3年度中に契約等を行うため補正するものであります。このうち、総務課所管分は、2行目の職員定期健康診断業務委託料から5行目の例規集データ更新等業務委託料までの4件であります。

次に、17ページをお開きください。歳出の第2款総務費1項16目庁舎管理費4節共済費59万8000円は、会計年度任用職員の社会保険料に不足が生じたことから補正するものであり、同目の地方債の減額は、市庁舎改修事業について、財源としている市債7250万円が交付税措置のない借入れであることから、今後の財政負担を考慮し、一般財源と組み替えるものであります。次に、同項17目電算管理費17節備品購入費77万6000円は、テレワーク用の貸出し用パソコン3台の購入費用を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 牟田学委員長

課長補佐の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課退室、福祉課入室〕

次に、議案第55号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

#### **佐潟福祉課長**

それでは、議案第55号中、福祉課所管分について歳出予算から御説明申し上げます。

補正予算書の20ページをお開きください。

第3款民生費2項1目児童福祉総務費の補正額350万8000円のうち、19節扶助費の61万5000円は、鹿児島市内にある児童福祉施設に入所している児童にかかる措置費の不足分を補正しようとするものであります。この施設では、入所者の減少に伴い、事務費等の費用を入所している自治体で案分することから、当初の費用見込みより増額となり、その不足分を補正するものであります。

次に、21ページになりますが、3項生活保護費の2目扶助費の補正額4551万6000円は、生活保護者にかかる扶助費のうち、医療扶助分が当初見込みより増えてきていることから補正しようとするものであります。生活保護者にかかる医療費は、全額生活保護費で賄われることとなりますが、今年に入って高額な医療手術や長期の入院治療が必要な方が増えてきており、その医療費の支払い見込みの不足分を補正するものであります。

次に、歳入になりますが、15ページを御覧ください。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の補正額3444万4000円は、歳出で説明しました児童福祉施設への入所措置費61万5000円の2分の1分の30万7000円と、生活保護者の医療扶助費4551万6000円の4分の3分になる3413万7000円であります。

次に、第15款県支出金1項2目民生費県負担金の補正額15万3000円は、児童福祉施設への入所措置費の県負担分として4分の1分であります。

次に債務負担行為になりますが、6ページをお開きください。下から3行目の子ども発達支援センターこじかの3か年分の指定管理委託料1億6380万円と、みなみ保育園で保護者と連絡用に使用している保育園保護者連絡システム使用料の14万円の2件であります。

以上で福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **山田勝委員**

扶助費の説明の中でちょっと気がついたんだけど、コロナ禍になって生活保護世帯が増えたのか減ったのか、その動向はどうですか。

#### **佐潟福祉課長**

現在、コロナ禍に入って2年たちますけれども、生活保護世帯については、今のところ横ばい状態であります。

#### **牟田学委員長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔福祉課退室、健康増進課入室〕

次に、議案第55号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

#### **猿楽健康増進課長**

議案第55号について、健康増進課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の6ページをお開きください。債務負担行為につきましては、6ページの1番下の予防接種用ワクチン購入費から、次の7ページ5行目の新型コロナウイルス感染症予防接種事務用机等借上料までの計6件の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、19ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち健康増進課所管分は、27節繰出金であり、11月30日に御承認いただいた、国民健康保険特別会計事業勘定の人件費補正に係る一般会計からの繰出金であります。

21ページをお開きください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費のうち、2節給料3節職員手当等及び4節共済費につきましては、人事異動による増額であります。18節負担金、補助及び交付金の41万8000円の増額は、住民の転居に際し、自治体間で健診結果等の情報連携を可能とするために、検診結果等に係る情報を国の標準様式に対応させるための健康管理システム改修に係る負担金であり、財源につきましては、様式改修分の2分の1、情報連携整備分の3分の2がそれぞれ国庫補助金となります。

3目予防費は、今年度中に実施予定の3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正であり、財源は全額国庫負担金でございます。1節報酬72万5000円の増額は、新型コロナウイルス対策係の会計年度任用職員1名分の報酬でございます。11節役務費30万円の増額は、阿久根市在住の方が市外医療機関でワクチン接種を行った場合に、支払い代行機関である国保連合会を通じて請求を行う際に生じる手数料でございます。12節委託料1792万8000円の増額は、ワクチン接種を実施した医療機関に対する予防接種業務委託料であり、3回目につきましては8000回分の接種を計上したものでございます。18節負担金、補助及び交付金の22万円は、3回目接種等のための健康管理システムの改修費用です。

15ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第14款国庫支出金1項3目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金1917万3000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る負担金であり、2項3目衛生費国庫補助金24万1000円の増額は、健康管理システム改修に係る疾病予防対策事業費補助金でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

#### **牟田学委員長**

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **竹原信一委員**

7ページの新型コロナウイルスワクチン管理等業務委託、これはどういう作業をどこに頼むんですか。



### 猿楽健康増進課長

コロナのワクチンにつきましては、阿久根市の場合においては広域医療センターにその管理を委託しております。ですから、広域医療センターに対して支払う委託料として計上されたものでございます。

### 山田勝委員

6ページの予防接種用ワクチン購入費、個別予防接種業務委託料とありますが、これはコロナウイルスと関係のないインフルエンザやその他だと思いますが、どういうのが入っているんですか。

### 猿楽健康増進課長

山田委員がおっしゃったとおり、コロナワクチン以外の通常のワクチンを上げたものです。主に、小児用肺炎球菌や4種混合ワクチン、そして日本脳炎、ロタワクチンなど13種類のワクチンについて計上したものでございます。

### 山田勝委員

そうであれば、インフルエンザのワクチンについてはないわけですか。

### 猿楽健康増進課長

インフルエンザワクチンにつきましては、高齢者用のインフルエンザワクチンにつきましては、こちらに入っております。

〔山田勝委員「これに入っているんですか」と呼ぶ〕

はい。

### 山田勝委員

それなら、高齢者以外については、自分たちでお金を払って下さいということですね。

### 猿楽健康増進課長

山田委員のおっしゃったとおりです。ただし、子供ワクチンにつきましては補助をいたしますので、また別に予算を計上いたします。購入とは別に補助するということです。

### 山田勝委員

それでは、高齢者用のインフルエンザワクチン接種を受ける方々の人数というのは、何人ぐらいを予定されていらっしゃるんですか。

### 猿楽健康増進課長

まだ、来年度予算の編成中でございますけれども、4000人から5000人を予定してございます。

### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔健康増進課退室、農政課入室〕

次に議案第55号中、農政課所管の事項について審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

### 園田農政課長

それでは、議案第55号中、農政課所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。補正予算書の22ページをお願いいたします。真ん中より少し下になりますが、6款農林水産業費1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金の489万7000円は、桜島など、活動火山の降灰による農作物の被害を防止するため、洗浄用機械を購入しようとする生産組合に対し、経費の65%以内で補助する県の活動火山周辺地域防災営農対策事業の補正額になります。今回、県より追加の案内があったため、希望があった生産組合に補助しようとするものです。

次にその下の5目農地費18節負担金、補助及び交付金の43万5000円については、令和2年度から繰越し事業として進めていた県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（飛松地区）の36万円と、県営事業の地域用水環境整備事業の7万5000円を事業負担金としてそれぞれ補正するものであります。県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（飛松地区）につきましては、飛松隧道補修工事において、当初発見されなかったひび割れが発見されたため、その延長分補修に要する工事費が180万円追加になり、地域用水環境整備事業につきましては、波留地区の臼田頭首工に魚道を設置する工事の際、仮設道路用土砂撤去と工事用車両の通行で損傷した、農道松元線のアスファルト舗装復旧に工事費が30万円追加になり、それぞれに対する市負担金を計上するものです。

次に歳入について御説明いたします。補正予算書の15ページ下をお願いいたします。15款県支出金2項県補助金5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の489万7000円は、活動火山周辺地域防災営農対策事業の県補助金の受入れになります。

次に、16ページ真ん中ほどになりますが、21款市債1項5目農林水産業債1節農業債の40万円は、説明欄に記載の飛松隧道補修工事の防災減災事業と、臼田頭首工の魚道設置に係る地域用水環境整備事業、それぞれに対する財源充当債になります。

以上で説明は終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

農政課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **中面幸人委員**

補正予算書の22ページ、6款1項3目農業振興費の補助金についてお伺いをいたしますが、この生産農家組織は何を栽培されておりますか。

#### **園田農政課長**

果樹類、特にかんきつ類の生産をされている生産組合になります。

#### **中面幸人委員**

聞く話によれば、この補助事業を受けて、何件か市内に若い人たちがハウス・園芸栽培をされていていらっしゃいますが、今度のコロナ禍で施設園芸の人たちが、物が売れないとかそういうのを聞くんですが、その辺りは分かっていますか。

#### **園田農政課長**

各種事業の売上げ等については、各部門で影響があったりするところですが、幸い農産物につきましては、家庭内消費の高まり、巣籠もり需要の高まりということで、例年並みの推移となっているところです。

#### **牟田学委員長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中の農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔農政課退室、水産林務課入室〕

次に、議案第55号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

#### **大石水産林務課長**

議案第55号中、水産林務課所管分について説明申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。繰越し明許費について、第11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費の補助林業施設災害復旧事業は、本年7月・8月の豪雨により被災した林道仁床線及び林道紫尾線の災害復旧工事であり、令和3年度末までに事業が完了しないことから、翌年度に繰越しして実施することができるようにするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書の23ページを御覧ください。第6款農林水産業費3項4目漁港建設費の補正額3,380万円は、鹿児島県が実施する阿久根漁港の水産基盤機能保全事業及び水産流通基盤整備事業に係る負担金であり、これらの事業により岸壁の改修やひさしの設置などが行われるものです。

次に、予算書の27ページを御覧ください。第11款災害復旧費4項4目補助林業施設災害復旧費の補正額3,300万円は、林道仁床線及び林道紫尾線の災害復旧工事について、第3回定例会において、補正第8号で1,000万円を計上しておりましたが、その後の測量設計の成果や国の災害査定における指導等により、工法の見直しを行う必要が生じたことから、増額しようとするものです。林道仁床線については、11月10日に実施されました災害査定において、被災箇所が長期的に安定するように、排水施設等全てを新設により復旧するよう指導があったことから、事業費を増額するものです。また、林道紫尾線については、被災延長が7メートル、被災高さが11.5メートルですが、急峻な地形であり、安全な勾配で施工するため、施工延長が31メートルになることから、事業費を増額するものです。

次に歳入について説明します。予算書の16ページを御覧ください。第15款県支出金2項10目災害復旧費県補助金の補正額1701万4000円は、歳出で説明いたしました林道の災害復旧に係る県の補助金です。

次に、第21款市債1項5目農林水産業債の補正額3,420万円のうち当課所管分は、3節水産業債の3,380万円であり、歳出で説明いたしました、鹿児島県が実施する阿久根漁港の整備事業に係る負担金に充当しようとするものです。

次に、10目災害復旧債の補正額1,440万円は歳出で説明いたしました、本年7月・8月の豪雨により被災した林道仁床線及び林道紫尾線の災害復旧に係る事業費に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

#### **牟田学委員長**

水産林務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **白石純一委員**

27ページ、11款4項4目の3,300万の増額補正ですが、これは国や県の指導で、当初の予定額よりこれだけ膨らんだと。約4倍になったわけですが、ということは、当初の設計がそ

ういったことを加味していなかったということはどうなんだろうという、率直な感想を持つ市民も多いと思うんですが、それはどうなんですか。

#### 大石水産林務課長

当初はなるべく低い事業費で復旧しようというふうに考えており、そのつもりで県の担当部署とも打合せを続けておりました。その後、災害査定を受けまして、工法の検討を改めてしなさいということがございましたので、今回の補正に計上させていただいたところです。

#### 白石純一委員

その背景としては、近年、想定外の降雨による土砂崩れ、あるいは、少し性格が違うのかもしれませんが盛土の崩落事故等があって、そういう土砂災害に対する注意喚起が社会全体的に必要なようになってきているという背景もあるんじゃないでしょうか。

#### 大石水産林務課長

査定してくださった査定官とも意見交換したんですけども、そのようなことも十分含まれているというふうなことでございました。

#### 白石純一委員

その中で、排水施設を新たにということだったと思うんですが、その辺りはやはり、誰が考えても必要なのかなと私は思ったものですから、その辺りも今後、災害防止のために、より細かな配慮をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔水産林務課退室、商工観光課入室〕

次に議案第55号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

#### 尾塚商工観光課長

議案第55号のうち、商工観光課所管分について御説明申し上げます。

予算書の6ページから9ページにかけての債務負担行為をお開きください。当課所管分は、7ページの上から7行目のふるさとチョイスふるさと納税サイト利用料から、8ページの上から2行目のふるさと納税書類保管推進業務委託料までの7件であります。ふるさと納税サイト利用料等につきましては、これまで3月議会において債務負担行為を提案していたところでありましたが、早めに債務負担行為を定めることで、ポータルサイト運営事業者等との円滑な契約手続や事務処理を行おうとするため、今回提案しようとするものです。なお、期間及び限度額の表記であります。まず期間につきましては、現在ふるさと納税で利用しているポータルサイト及びサービスは、相手方が示した内容で契約または覚書を締結しているところであり、利用期間は原則1年間で、双方に異議等がない場合は自動更新されております。仮にポータルサイトの利用を取りやめる場合、それぞれ1か月から3か月前までに申し出ることとされていることから、契約書の存続する期間、あるいは覚書の存続する期間と表記したところあります。また、限度額につきましても、去る11月30日の本会議で御説明申し上げたとおり、ポータルサイトで受け付けた寄附額にポータルサイトが示した料率を乗じ

た金額となるため、契約書に規定される額、あるいは覚書に規定される額と表記したところ  
であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

商工観光課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **中面幸人委員**

予算書の7ページの債務負担行為についてお伺いいたします。このふるさと納税関連につ  
きましては、当初とすれば、ポータルサイトですか、こういうサイトが増えて、ふるさと納  
税も若干増えてはおりますけれども、県内のふるさと納税をたくさんしている市町村とすれ  
ば、まだまだかなというふうに思っておりますが、このサイトを1つ、2つ、3つと増やし  
たことによる成果が分かる、ふるさと納税の推移が分かる資料が欲しいんですが、後でもい  
いので。

#### **白石純一委員**

同じ件ですが、ぜひ、ふるさと納税は伸ばしていただきたいと思っておりますが、ちょっと教  
えてください。今4つのサイトが挙げられていますが、3サイトについては理解していたの  
ですが、a u P a yふるさと納税というのはいつから始められた、始められるものなのでし  
ょうか。

#### **尾塚商工観光課長**

a u P a yにつきましては、今年9月から導入しております。

#### **白石純一委員**

先ほど課長の御説明で、相手が示した契約の料率で契約して自動更新ということですが、  
民間の事業の場合は、新たに行う場合、当初1年間とか、当初はこちらに有利な条件で願  
いして、実績を見てから相手の示す料率等の条件に変えていくというようなことが、私は結  
構常套手段だと思うんですが、そういったことは考えられないのでしょうか。

#### **尾塚商工観光課長**

a u P a yに限らず、各ふるさと納税のポータルサイトの利用料率というのは、全国どこ  
も一律でありますので、それに準じて本市も導入したということでもあります。

#### **白石純一委員**

次の質問です。この契約書に規定される額とありますが、正式には料率だと思うんですが、  
この料率は、もう既に自動更新されるということを意図されているのであれば、料率は前回  
本会議でお示しいただいたように決まっているわけですよね。それを書いていたほうが  
分かりやすいのかなと。つまり、ここに規定される額ではどれぐらいになるのか、まあ額  
は実際分からないわけですがけれども、こちらの判断のしようもないので、料率というこ  
とであれば納得できるわけですがけれども、限度額ということで規定される額というのは  
ちょっと違和感があったという感想です。そして、実際には3月の新年度予算で具体的な  
額は計上されるんですか。

#### **尾塚商工観光課長**

限度額について契約書に規定される額、覚書に規定される額、実際は、今、白石委員が  
おっしゃったとおり率なんですけど、実際は各ポータルサイトを利用した寄附額に応じた  
率を乗じた額となりますので、こういう表記にさせていただいていただいたところ  
であります。

**白石純一委員**

最終的には、その年度の見込みが決まった時点で、補正計上するされるということになる  
んでしょうか。

**尾塚商工観光課長**

寄附額の増額の見込みが出た場合は、そのようになるかと思います。

**白石純一委員**

増額の見込みが出た場合はということですが、では前もって基準の額があるということ  
ですよ。それはどの時点で計上されるのですか。

**尾塚商工観光課長**

このふるさと納税のサイト利用料につきましては、ふるさと納税の寄附額に応じた利用率  
になりますので、先ほど言ったとおり、当初予算で例えば今年度は2億5000万円の寄附額を  
組んであります。それに応じた利用率で利用額を定めるということで、先ほど申し上げた  
とおり、途中、増額の見込みがあれば補正等を組んで、また増額の措置をとるということ  
になります。

**白石純一委員**

したがって、私が伺ったのは3月で示される新年度予算の中に、去年の場合は2,500万で  
すか、その額が計上されるという理解でよろしいでしょうか。

**尾塚商工観光課長**

そのとおりでございます。

**牟田学委員長**

先ほどの中面委員からの資料請求について、委員会で請求するということによろしいです  
か。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、商工観光課長よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔商工観光課長退室、都市建設課長入室〕

次に、議案第55号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

**石澤都市建設課長**

それでは、議案第55号、令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第11号）のうち、都市建  
設課所管分の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の5ページをお願いいたします。繰越し明許費でございますが、8款土木費2  
項道路橋梁費の市道改良事業8,300万円、6項住宅費公営住宅整備事業の1億194万1000円、  
11款災害復旧費6項土木施設災害復旧費の補助土木施設災害復旧事業3,000万円を、令和4  
年度に繰越しし、執行するものでございます。

次に8ページをお願いいたします。上から3行目からになります。第3表、債務負担行為  
でございますが、道路維持修繕事業、河川維持事業を年度内の工事発注時期の平準化に資する

ため、今年度中に契約等の手続を行うことで、工事発注が少なくなる新年度当初において速やかに工事に着手できるようにするために設定しようとするものでございます。次の行になりますが、番所丘公園の指定管理委託でございます。これは今議会に提案してあります番所丘公園の指定管理者が決定された後、令和4年度から令和8年度までの指定管理料を債務負担行為により限度額を定めるものでございます。

次に10ページをお願いいたします。第4表、地方債補正の追加でございますが、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に対して限度額を設定するものでございます。

次に補正予算に関する説明書により歳出から御説明いたします。24ページをお願いいたします。8款土木費3項4目砂防費12節委託料450万円、14節工事請負費950万円は、本年8月17日に発生した八郷区における崖崩れに対し、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を導入し、崖崩れ防止工事を行うものであります。この事業の負担割合は、国が50%、県が20%、市が30%であります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の15ページをお願いいたします。14款国庫支出金2項7目土木費国庫補助金2節道路橋梁費補助金の700万円は、歳出でも御説明いたしました。本年8月17日に発生した八郷区における崖崩れ防止工事に対して導入します災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に対する国の補助金であります。補助率は50%でございます。

次に、15款県支出金2項7目土木費県補助金3節河川費補助金の280万円は、国庫補助金の項でも説明いたしました、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に対する県の補助金であります。補助率は20%であります。

21款市債1項7目土木債2節河川債の370万円は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に市債を財源充当するものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### **牟田学委員長**

都市建設課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **中面幸人委員**

補正予算書の8ページの債務負担行為、道路維持修繕事業の2,000万円と河川維持修繕7,700万円についてお聞きいたします。

課長から説明があったように、この2件の債務負担行為については、公共事業の平準発注の意図ということで、そうだというふうに思いますけれども、この2件の金額の決め方について、2,000万円と700万円。700万円については分かるかなと思うんだけど、2,000万円について、この金額の決め方はどういうふうな形で決めたのか教えていただきたい。

#### **石澤都市建設課長**

2,000万円の根拠でございますけれども、大体例年度、維持修繕工事の当初予算が8,000万程度でございます。そのうちの4分の1程度ということで、2,000万と考えております。

#### **中面幸人委員**

従来ずっと8,000万円、維持修繕工事がですね。何年か前に2億近くいったかなというふうに私は考えておるんですが、平準発注によって、例えば事業者の経営の安定とか、雇用の確保のために、もう少しこの増額はできなかつたものかというふうにお聞きしたんですが、先ほど課長は8,000万円のうちの4分の1ということでしたが、もう少し増やすことはでき

ないものか。何か支障があるのか、お聞きしたい。

#### 石澤都市建設課長

今2,000万の根拠を申し上げましたけれども、これを4,000万、5,000万と上げることによりまして、今度は新年度に発注する工事額が落ちてくるということになりますので、そこについては2000万ということで検討いたしました。

#### 中面幸人委員

確かに、年間の全体額を8,000万と決めつければそのとおりだと思います。ただし、阿久根の建設業者はAランクからDランクまでありますけれども、結構下位ランクの方が多いですね。だから上半期、国の補助事業なんかはもう9月か10月に発注ですから、なかなか上半期の6か月間が厳しいんですよね。その中で、確かに2,000万円ですけど、それぞれC・Dクラスの下部の業者にとっては、もう少しやっぱ増やしてほしいなというふうな思いがあるというふうに思うから、課長が言われるように年間の枠を8,000万円に決めつけるからそういうことになると、私はそこ言いたいんです。今後、そういうことで、何年か前は2億近くいったときもあったと思いますから、そこも考えながら、業者のそういう経営の安定を考えながら、いろいろ検討してください。ちなみに、令和3年度の上半期の発注額について教えていただけますか。

#### 石澤都市建設課長

すいません。

今資料持ち合わせておりません。

〔中面幸人委員「後でいいです。了解」と呼ぶ〕

#### 仮屋園一徳委員

24ページになりますが、8款3項4目の砂防費の件なんですけど、工事請負費が950万円、この工事に対しての設計委託料は450万ということによろしいですかね。

#### 松山直人課長補佐

そのとおりです。こちらは斜面ですので、ボーリングをして、測量して、設計をいたします。その金額になります。

#### 仮屋園一徳委員

大方分かりました。普通、設計自体は、実施設計にしても見積りなんですよね、実際には。設計をした時点で大体終わり、もう管理費は含まないというのが通常なんですけど、これについても、もう設計をしたらそれで終わりということによろしいですかね。

#### 松山直人課長補佐

こちらは設計しまして、工事費については、またこの設計の中で正確な金額が出てきます。なお、この委託費につきましては、市の職員のほうで積算をして計上した金額になります。

#### 仮屋園一徳委員

設計業務委託についてどこまでかという質問をしているんですけど、普通はもう設計したら大体設計業者はそれで終わりということになっていますけど、それについては変わらないわけですよね。仕様書に特にうたわないと、それで大体終わりですので、そういう理解でよろしいですかね。

#### 松山直人課長補佐

それで結構です。



## 仮屋園一徳委員

それでは、後に現場が変更とか、そういうのについては職員で対応していくという理解でよろしいですね。

## 松山直人課長補佐

はい、施工業者と協議をしながら変更していくというふうに考えております。

## 牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第55号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時5分～午前11時16分)

[都市建設課退室、総務課消防係入室]

## 牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

次に、議案第55号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

## 児玉消防参事

それでは議案第55号のうち、総務課消防係所管分について御説明いたします。

補正予算書の25ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第9款消防費1項1日常備消防費18節負担金、補助及び交付金の補正は、人事異動等に伴う消防組合職員の人件費502万6000円の減と、阿久根消防署内トイレから浄化槽までの排水管に詰まりが発生し早急に改修する必要があり、その改修にかかる経費と、携帯やIP電話からの119番通報に係る発信位置情報通知の回線を光回線に切り替えるための費用の合計額226万3000円の増の差引き額になります。発信位置情報通知用の回線は、回線提供事業者であるNTTコミュニケーションズとソフトバンク社の2回線、いずれもメタル回線で現在運用しておりますが、このうちソフトバンク社のメタル回線での提供が令和4年6月末で終了することとなったため、光回線への切替えが必要となったものでございます。

消防本部においては、本年度、消防救急デジタル無線の中間更新を委託しており、無線の更新に合わせて回線の切替えを行うため、今回補正予算を計上したものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

## 牟田学委員長

消防参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

## 白石純一委員

今の件ですけれども、携帯三大キャリアの通信状況が、市内で全てが通じないところがあると思うんですが、そうしたところからの携帯の連絡について、どのように今後改善というか、対策をされていくというのがあれば教えてください。

[発言する者あり]

**牟田学委員長**

もう1回お願いします。

**白石純一委員**

今、携帯キャリアの位置情報、発信の位置情報の整備・対策をされるということだったかと思うんですけども、現在市内で3キャリアが通じないところがあると思うんですが、それについて、防災上の観点から対策は何か取られないのか、検討はされてますでしょうか。

**児玉消防参事**

携帯が通じない市内の地域の部分ということについては、消防ではその検討は何もしてないところがございます。

**牟田学委員長**

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第55号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

[総務課消防係退室、教育総務課入室]

次に、議案第55号中、教育総務課所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

**山元教育総務課長**

議案第55号中、教育総務課所管分について御説明申し上げます。

予算書の26ページをお開きください。歳出の第10款2項1目学校管理費12節委託料25万円の増額補正は、今年8月の豪雨で土砂が崩落しました折多小学校敷地内ののり面を防護するための県の治山事業に関わる準備として、当該土地の分筆登記業務の委託に係る費用を追加しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

**牟田学委員長**

教育総務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

**中面幸人委員**

今の件ですが、結局、個人の土地の山が崩れたから、そこを行政で買って、言わば治山工事をやるということでもいいんですか。

**山元教育総務課長**

今回崩落いたしましたのり面部分は、市の学校敷地の部分に係るところでございますので、その部分を、一旦のり面部分を分筆して、保安林の指定を受けた形で治山事業を受けるという形で県と調整をしているところでございます。

**牟田学委員長**

ほかにありませんか。

[発言する者あり]

暫時休憩します。

(休憩 午前11時24分～午前11時26分)

## 牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

## 山元教育総務課長

予算書の8ページから9ページを御覧ください。第3表債務負担行為の補正のうち、学校教育課所管及び給食センター所管分につきまして御説明いたします。

8ページの上から6行目小学校教職員健康診断業務委託料から、最後の9ページの学校給食センター排水処理施設維持管理業務委託料の8件につきましては、令和4年度当初からの業務を実施するために追加しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

## 牟田学委員長

この件について何か意見はありませんか。

〔発言する者あり〕

休憩します。

(休憩 午前11時27分～午前11時31分)

〔学校教育課入室〕

## 牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

それでは、債務負担行為について教育総務課長の説明を求めます。

## 山元教育総務課長

8ページの小中学校教職員健康診断業務委託料から小学校知能検査業務委託につきまして、小中学校教職員の健康診断ですとか、結核検診、胃がん検診、それから尿検査等に係る業務、あるいは児童生徒の知能検査に係る業務の委託につきまして、4年度当初から事業を実施するために追加するものでございます。

学校給食センター燃料用プロパンガス購入費は、センターで燃料として使用するプロパンガスの購入費用にかかるものでございます。学校給食センター衛生保守管理業務委託料につきましては、センター内の衛生保守管理に必要な害虫駆除ですとか微生物検査、こういったものにかかる委託料でございます。学校給食センター廃水処理施設維持管理業務委託につきましては、センターの廃水処理施設の維持管理に必要な費用、汚泥の運搬収集等に必要な業務、これらにつきましてかかる業務委託ということで、令和4年度当初から業務を実施するために追加しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

## 牟田学委員長

教育総務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、教育総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔教育総務課・学校教育課退室、財政課入室〕

次に、議案第55号中、財政課所管の事項について、審査に入ります。  
財政課長の説明を求めます。

#### 小中財政課長

議案第55号のうち、財政課所管に関する事項について御説明申し上げます。

予算書の27ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第12款公債費1項1目元金の補正額1億167万7000円は、市債償還金のうち、交付税措置がない市町村振興資金のうち、利率が高い2件を含む3事業分の元金を繰上償還するものであり、今年度の公債費を抑制するものであります。

次に歳入について御説明いたします。予算書の15ページにお戻りください。第10款地方交付税1項1目地方交付税の補正額4億6646万7000円は、本年度の普通交付税額の交付額が37億4646万7000円で決定したことから、当初予算計上額32億8000万円との差額を計上したものであります。増額の主な要因としては、地域社会のデジタル化を集中的に推進するための経費が新たに算定されたことなどにより、基準財政需要額が増加し、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などによる税収の減少等で基準財政収入額が減少したことによります。16ページをお開きください。第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額2億4987万9000円の減額は、当初予算において繰り入れることとしていた財政調整基金の一部を、今回の補正予算に係る一般財源で繰り戻すものであります。なお、この繰戻しによりまして、財政調整基金の残高は、17億1023万5000円となる見込みであります。第21款市債1項15目臨時財政対策債は、普通交付税の交付額の決定に伴い、臨時財政対策債発行可能額が2億9123万6000円に決定したことから、当初予算計上額3億5000万円との差額5876万4000円を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 牟田学委員長

財政課長の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。

#### 山田勝委員

6ページの財政調整基金繰入金2億4987万9000円の減額の説明を聞いたんですけど、地方交付税が増えた部分も分かります。しかしながら、財政調整基金の繰入金約2億5000万円が残ったってということですよ。例えば、財政課が各事業から上がってくる予算を、非常に厳しく査定をするからこういうふうに残ったんじゃないんですか。

#### 小中財政課長

予算査定においては、厳しく査定をするのは当然でありますけれども、今回の予算につきましては、普通交付税の増額ということがありまして、これに充てる事業というのが、それぞれ一般財源を充てて、残りについて、この約2億5000万ほどが財源として残ったということで、今後の財政需要等を考慮して、財政調整基金のほうに積み戻したということになります。各課から要望が上がった事業については、今回の予算書にはほぼ上げているということでございます。

#### 山田勝委員

そりゃね、財政課長が非常に厳しくするということは分かるんだけど、市民のために目的

が達成しないような厳しきをすることなく、必要な分についてはちゃんとしますよという姿勢で予算編成に取り組んでいますか。

#### 小中財政課長

市の予算につきましては市民生活において、市民の健康増進とか、福祉の増進、そういったものを目的に使うことでありますので、そういった視点で、財政課の予算というのは大きな財源のくくりの中で配分をしているところでございますので、御理解をお願いいたします。

#### 山田勝委員

地方交付税が4億6646万7000円という金額が増えましたと、それはそれでいいですよ。しかしながら、結果として、積み残しをする、あるいは今後、特別地方交付税も来る、そういうことで、もっともってね、私は財調の積立金というのは増えていく可能性があるんだが、そういう中で、阿久根市がよくなるための予算についてもやっぱり、見るところはちゃんと見ているのかなあという話をして、お願いしておきたいんですね。

#### 小中財政課長

今おっしゃられるとおり、予算につきましては、市民生活の向上のために予算措置をするものでありますので、そういった視点で予算編成をしていきたいというふうに考えております。

#### 牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第55号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔財政課退室〕

以上で、各所管課等の審査が終了しましたが、議案第55号に関する現地調査について、皆様の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

必要なしとの御意見がありますので、現地調査は行わないことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査は行わないことに決しました。

議案の審査が終了しましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成・反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、ただいま議題となっております議案第55号について、委員の皆さんの御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、議案第55号、令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第11号）を採決します。  
本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本日採決された案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告並びに議会だより原稿の作成及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で予算委員会を散会いたします。

（散会 午前11時44分）

予算委員会委員長 牟田 学